

第6回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会 会議要旨

1 日 時 平成28年3月3日(木) 午後1時30分～午後3時23分

2 場 所 此花会館3階 大ホール

3 出席者

(外部有識者)

上野 仁(摂南大学 教授)

大藤 さとこ(大阪市立大学大学院医学研究科 准教授)

中地 重晴(熊本学園大学 教授)

水谷 聡(大阪市立大学大学院工学研究科 准教授)

岩井 政人(此花区地域振興会 副会長)

(環境省)

角倉 一郎 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

中野 哲哉 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐

(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)

富坂事業部次長兼事業企画課長、油井大阪PCB処理事業所長、

土井大阪PCB処理事業所副所長

(環境局)

岩橋環境管理部長、有門産業廃棄物規制担当課長、谷野産業廃棄物規制担当課長代理

(部会構成員)

別紙「第6回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会出席者名簿」参照

4 議 題

(1) 大阪PCB廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について

(4) その他

5 議事要旨

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）から大阪PCB廃棄物処理事業の操業状況について説明があり次の意見等があった。

〈意見等の概要〉

(外部有識者) 作業環境の改善対策で、以前から大型解体室、小型解体室は汚染が非常に散見されていたと思うが、蒸留室・中間処理室、機器の開放点検が主な汚染の原因となっているということで、点検時に汚染するというふうに見積もられているようだが、稼働中は汚染はないと考えてよいのか。とにかく広いということ、1階から5階までということでなかなか清掃等が困難かと思うが、原因がそもそもどこにあるのか。それから、2点目、作業従事者の健康管理で以前に比べると2人の方がちょっと下がってはいるが、この方はやはり何か特定の作業に当たっておられるのかどうか。場合によっては作業環境と関連性があるのかどうか。または、この従事者の何らかの癖というか、作業の何か特徴に由来するの教えていただきたい。もう1点。和歌山でトライアルをやられているが、パーセンテージにするとちょっと低い、A（費用負担等の処理拒否）、B（所在不明（所在等を含む））、D（その他（承継者不明等））を見ていると非常に問題がここに含まれているかなと思っている。これを何とか今後処理していただくように仕向けないといけないが、何か方策とかが現時点であるのかどうか。

(JESCO) 1点目の蒸留室、中間処理室の作業環境が高いと、その原因は何かというご質問だが、西棟はトランス、コンデンサを解体して、そして揮発しやすい環境である。それで、東棟のほうはどちらかというと化学プラント的な要素が強いので、基本的には密閉型である。このため、操業状態のときは温度は高いが、PCBが揮発するような雰囲気ではない。

いわゆる定検時において開放点検を塔・槽類あるいは配管類についてやるときに原因となっている。もちろん、養生シートとかを敷きながらPCBが拡散しないように、あるいは排気処理を局所排気でとりながら作業するというようなことで、作業員の健康管理はきちっとやっている状態だと思っている。それと保護具、マスクをつけているので直接的な被害はないと思う。

ただ、部屋の状態がそういう状態で、これは汚染されてしまって、そこを拭き取って健全にしていくということしかないわけで、一方で開放点検もしなければいけないという、その繰り返しになっているという状況である。

それから、ダイオキシンのほうの 60pg と 65pg の方についてだが、65pg の方は解体班の方である。それから 60pg の人は VTR 班の方である。解体班とか VTR 班の方全員が高いのかということではなくて、やはり個人的な差があるというふうに考えている。保護具の取り扱いの仕方とかフィットの仕方とか、あるいは手をよく洗ってから飲食するとか、そういったふだんの生活も含めて、解体室の中での作業は当然であるが、その前後の装着あるいは取り外しのところまでやっぱりきちんと気を使ってやるようにという指導で、中には、それをきちんとやっている方は同じ解体班の中でも数値が低い方も大勢いるし、そういうことで個人面談を徹底してやっていくしかないのではないかと考えている。

(環 境 省) ご指摘のとおり、まさにこの後 PCB 廃棄物の処理が進んでいくと問題になるのが、この 26 ページの(4)に出てくるような人たちではないかということである。このために、1つの対策として、今般、PCB 特措法の一部改正をしていく中で、まず、期限内に処理を必ずしていただく義務づけということを新たに課した上で、それを守らない方に対しては行政から命令をかける。さらには、その命令に従わない場合は罰則の適用もというような制度を措置するというに加えて、特に所在不明とか、その他承継者がわからないとか、誰がそれを本来やらなければならないんだということが明らかにならない場合については、それでもなお期限を迎えて物が残るおそれというのはあるため、こうしたものについては行政側のほうで代執行という形で措置できるような、今回、制度面としてはそういった対策を施して、こうしたものが期限を超えても残らないようにする措置というものを今後行おうと思っている。

その上で、もちろん最後は結局、現場に関係者がいて物があるわけなので、ここは都道府県、それから JESCO、あるいはそのほかさまざまな声かけをできる方というのがいると思っている。例えば、特に使用中の機器においては、トランスとかコンデンサであれば電気事業法に基づいて点検なども定期的に行われたりしているところあり、指導監督権限が経済産業省にあったりするので、こうした方々にも連携をしていただいて期限内処理の声かけ指導をしていくということ。これは法律に加えて、今申し上げた関係者が一堂に会して、そうした連携体制を構築しながら取り組みを進めていこうという会議、大阪地域の今申し上げた行政、関係者の方が集まった会議を開催させていただいて、そうした取り組み

を今後も継続していく。こうした措置で、最終的に期限を超えて一個たりとも高濃度 PCB 廃棄物が残らないような措置を施していきたいと考えている。

(外部有識者) 北九州市では先行して環境省のほうから説明のあった総ざらいを5年かけてやって、掘り起こし調査をしたということなのか。それと同じような形で、それぞれのところでまだ未登録の事業所を探していくということをやっているというお話なのか。あと、ステップ③のところで、値上げの周知みたいな形で、今後処理を進めていくためには、使用中の人たちに、後から出すと処理費用が高くなりますよみたいなことを法律で決めると逆に出さなくなるんじゃないかなと、あるいは場合によっては紛失をするというようなことも含めてあり得るかなと思うので、環境省としてどういうふうにお考えなのか。

(環 境 省) まず、掘り起こし調査だが、北九州市では、おっしゃるとおり、5年の歳月をかけて市内の総ざらいというのを終わったが、今は北九州以外の自治体全てで同じような調査をしていただくような、実際はほとんどの自治体では着手がなされている状況である。ただし、北九州市で5年もかかった調査なので、それなりの期間はかかる。ただ、5年をかけていると期限にまた大分近づきますし、北九州エリアではすぐにも期限がやってくるころもあるので、1つ、この掘り起こし調査をきちんと回答を得られるような措置としては、任意のアンケートという形でこれまでの掘り起こし調査というのは行われていたが、どうしても任意のアンケートでは回答が来ない方というのはいるので、こうした方々に対しても、例えば PCB 廃棄物を持っているおそれのあるといった人たちに対して、あるいは使用中の機器を持っている人たちに対して回答を必ず行っていただける、いわゆる報告徴収とか、立入検査、実際に現場に入るといった権限を、新たに PCB 特措法の見直しの中でそうした権限を拡大するという措置もとらせていただくことにしているところである。

それから、まだ法律は単純に閣議決定をされた段階で、制度として我が国でそれが導入されるかどうかというのはこの後の国会のご審議によるところになってしまうが、その前の時点では、このステップ③に書いているとおり、1つ、期限内処理を確保するための方策として、一定の期限を過ぎたら値上げをしますというような周知ということがあったが、今回、事業者に対する義務を極めて強くするというのを制度的に行おうとしておりますから、

その制度の検討をしていった検討会の中でも、この値上げの措置というものは強化する規制のバランスを踏まえてもう一度きちんと検討すべきではないかといったところも提言されており、この制度強化と相まってどのようにするかということを改めてここは検討させていただこうと現在考えているところである。

(外部有識者) 1つは、2ページの表と図との関係で、右の一番下の図の受託及び運転廃棄物というのは、いわゆる液体として受け入れたものの総重量と、その中のPCBの処理量みたいな形での関係にあるというふうに考えてよろしいのか。2点目は、18ページのところの作業環境の改善対策ということで、小型解体室及び大型解体室の対策だが、作業環境測定の結果、除染が必要だということで清掃と除染をしてよくなったということで、今後も計画的に清掃と除染を実施しますと書いているが、この場合、期間を決めて定期的にするみたいな形でおられるのか、あるいは、目視で汚れてきたなということがわかれば、あるいは、何らかの圧損なんかを見ながら対策をとるのかみたいなことの計画の中身について、ご説明をお願いしたい。

3点目は、20ページのヒヤリハットのところで説明の中で、生活というのは通勤途上の災害等に関するヒヤリハットやキガカリの項目という形であるんですが、キガカリの中のちょうど真上のところで、衝突が2、交通が2と書いているが、この場合の交通というのは通勤途上じゃなくて、構内に入ってくるような自動車等のトラック等に関するキガカリというふうに考えてよいのか。あと関連で、破損というのがキガカリで非常に多くて、ヒヤリハットのほうでも出てくるが、この辺は設備の経年劣化等で破損するようなことが多くなったということが心配されているということで上がってきているのか。

そういうことであれば、今後、設備の見直しについては、長期保全ということであと数年運転されるわけですから、その対策をきちんとしなければいけないんじゃないかなということにつながっていくと思う。

(JESCO) 1点目で右下のグラフで受託処理重量、赤い折れ線グラフだが、これはトランス、コンデンサ、それからPCB油の総重量である。油も、それから機械本体の重さも含めた重量である。

一方、運転廃棄物処理重量というのは、黄色の折れ線グラフであり、これはドラム缶におさめているので、ドラム缶の重量プラス中身の運転廃棄物の重量ということである。それは右の目盛り

を見ていただければよろしいかと思う。2点目が、18 ページで小型解体室及び大型解体室の清掃、除染の話で、今後もやっていきますということだが、これは基本的に8月、9月が年1回、30日間強、施設を停めまして定期点検を行っているが、その際に清掃と除染をしている。

今回は10月から操業を再開したが、相当処理をした結果、11月の段階でかなり高くなったと、年2回の測定で作業環境のPCB濃度が高くなったということがわかったので、それで年末年始の休みの前後を利用して、もう1回、清掃、除染をしたということである。

もう1つは、この作業環境もオンラインモニタリングで測定をしているので、その値が高くなれば何らかの措置をしなければいけないということで、定期的なもの、それから年2回のオフラインの測定とオンラインの測定、この3者を組み合わせて計画的にやっていきたいという意味である。

それから、3点目のヒヤリハットの設備関係につきましては、ヒヤリハットの中身がかなり設備改善を求めたいというのが当然ある。注意喚起だけではいけない面が当然あるので、それは運転員から設備の改善、あるいは老朽化しているところの更新、修理というようなことは議題として上がってくるので、それはその都度対応しているというところである。

交通というのは、私ども西と東と分かれており、そこに横断歩道がある。そこでトラックが出入りしますので、ちょっとキガカリだなというのが出てきたというのが、これが交通である。生活とはちょっと違うという中身である。

衝突というのは、やはり押し車なんかを使っているので、中で当たりそうになったとか当たりそうであるとか、そういうところが出てきている。

あわせて、先ほど破損というのがあり、かなり老朽化しているところもあるが、作業の中でネジを締めている、そういうときにネジがきっちり締まらないんじゃないかなというキガカリとか、そういうのが追加して含まれているかなという、そんな中身になっている。

(外部有識者) ポリ塩化ナフタレン (PCN) の処理で、表-1、2ページ目にございますけど、モノ体が意外と多い。普通二塩素化体かなと思っていたが、こういったものは、PCBと蒸留・分離は精度的にはほとんど同じくらいなのか。

(J E S C O) mono-CN、それからdi-CN、特にmono-CNでは、大体、沸点がTCB(トリクロロベンゼン)に近いところであるので、TCBとPCBを分離する蒸留工程で、ほとんどTCB系のほうに入ってしまふのではないかと思う。

(2) 本市から環境モニタリング調査について説明を行い意見等はなかった。

(3) 環境省から PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について説明があり次の意見等があった。

〈意見等の概要〉

(外部有識者) 今後、期限を定めて使用中の PCB についてもきちんと処理するという制度をつくったということだが、その進捗の把握みたいなことはどういうふうにされるのか。2年か3年たって一旦全国的な状況を把握して、さらにそのスピードアップをする必要があればスピードアップをするみたいなことというのは、どういうところで行われると考えたらよいのか。

(環 境 省) 改正法案の中では、使用中の PCB 機器についても都道府県知事への届け出という制度を導入し、これによって電気事業法と相まって、使用中の機器、それから PCB 廃棄物について、事業者から届け出による数の把握ができるようになる。

その上で、今回、この制度に限らず、PCB 廃棄物の処理の進捗状況、あるいは今回、検討委員会がおまとめになったご提言にあるさまざまな提言、施策、こちらの実施状況については、しっかり進捗状況をフォローアップしていかないとならないと思っている。具体的には、この制度も含めた検討についてご助言をいただいた PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、こちらを今後は半年に1度開催させていただいて、こうした取り組みの実施状況、あるいは PCB 廃棄物処理の進捗状況をフォローアップさせていただき、もし万が一、今の手だてでも足りないということがあれば、それは都度、さらなる方策を躊躇なく打っていくこととしている。

6 会議資料

資料(1) 大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について

資料(2) 平成 27 年度環境モニタリング調査について

資料(3) PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について

第6回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会出席者名簿

府県市名	所 属	職 名	氏 名
滋賀県	琵琶湖環境部 循環社会推進課廃棄物対策室	室長補佐	河合 克彦
大津市	環境部 産業廃棄物対策課	課 長	山本 哲
京都府	環境部 循環型社会推進課	課 長 技 師	尾形 順司 西岡 和久
京都市	環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課	係 長 主 任	山本 力 西村 誠治
大阪府	環境農林水産部環境管理室 事業所指導課	課 長 課長補佐	児林 宏之 阿部 恭司
堺市	環境局環境保全部 環境対策課	課長補佐	是常 文和
東大阪市	環境部 産業廃棄物対策課	課 長	本江 正興
高槻市	産業環境部 資源循環推進課	主 査	大橋 史明
豊中市	環境部 減量推進課	主 幹	澤田 宏三
枚方市	環境保全部 産業廃棄物指導課	課 長	喜多 利英
兵庫県	農政環境部環境管理局 環境整備課	課 長	正賀 充
神戸市	環境局 事業系廃棄物対策部	施設担当課長	斉藤 博之
姫路市	環境局美化部産業廃棄物対策課	課 長	三宅 和宏
尼崎市	経済環境局環境部 産業廃棄物対策担当	課 長	後藤 修志
西宮市	産業環境局環境部 産業廃棄物対策課	課 長	塚本 哲也
奈良県	くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課	課長補佐	村中 幸雄
奈良市	環境部 産業廃棄物対策課	課 長	矢野 昭弘
和歌山県	環境生活部環境政策局 循環型社会推進課	技 師	片田 裕士
和歌山市	市民環境局環境事業部 産業廃棄物課	班 長	池澤 昌俊
大阪市 (事務局)	環境局環境管理部環境管理課 産業廃棄物規制担当	部 長 課 長 課長代理 係 長 係 員	岩橋 潔 有門 貴 谷野 寛 中尾 寿伸 高木 慶大